

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和2年9月23日（令和2年（行個）諮問第152号）

答申日：令和3年10月4日（令和3年度（行個）答申第79号）

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年月日を開始日とする，開示請求者（審査請求人を指す。）に係る人権侵犯事件記録一式（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和2年8月25日付け2庶文1第1164号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

法務局担当者と特定教育委員会関係者との話し合いの内容を知りたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報は，特定年月日を開始日とする，審査請求人に係る人権侵犯事件記録一式（以下，第3において「本件人権侵犯事件記録」という。）である。

処分庁は，下記4の理由により，令和2年8月25日，保有個人情報の一部開示決定（原処分）をし，同日付け2庶文1第1164号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは，国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい，法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は，人権侵犯の疑いのある事案について，侵犯事実の有無を確かめ，その結果に基づき，相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して，当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止，侵害状態の排除，被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、関係者から事情聴取した際の聴取報告書、関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、関係者の住所・氏名・職業・年齢、関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った令和2年8月25日付け一部開示決定処分（原処分）を取り消し、対象文書の全部を開示する決定を求めている。

4 一部開示決定処分（原処分）を行った理由について

(1) 本件人権侵犯事件記録には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

(2) 本件人権侵犯事件記録には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

(3) 本件人権侵犯事件記録には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。

(4) 本件人権侵犯事件記録には、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表のメールアドレス、電話番号、FAX番号等が記載されているところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がこれらを目だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため不開示とした。

5 その他

本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別表のとおりである。

別表中、「不開示理由」欄の(1)ないし(4)は、不開示理由が上記

4の(1)ないし(4)のいずれに当たるかを示している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月9日 審議
- ④ 令和3年8月27日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年9月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別表に掲げる文書1ないし文書47（以下、順に「文書1」ないし「文書47」という。）に記録された保有個人情報を特定した上で、別表のうち27文書（文書2、文書4ないし文書10、文書13ないし文書21、文書26、文書29ないし文書31、文書34、文書36ないし文書38、文書42及び文書46）に記録された保有個人情報については全部開示し、その余の20文書（文書1、文書3、文書11、文書12、文書22ないし文書25、文書27、文書28、文書32、文書33、文書35、文書39ないし文書41、文書43ないし文書45及び文書47）に記録された保有個人情報については、その一部又は全部（不開示部分は別表の「不開示部分」欄のとおり。なお、不開示理由は「不開示理由」欄のとおりであり、同欄の(1)ないし(4)は、上記第3の4(1)ないし(4)の諮問庁の不開示理由の説明に順次対応する。）が法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）によれば、不開示部分のうち、法務局担当者と特定教育委員会関係者との話合いの内容の部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は、文書22ないし文書25、文書27、文書28、文書32、文書33、文書35及び文書39ないし文書41の一部又は全部であると認められる。

(2) 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分の不開示理由は、上記第3の4(2)及び(3)並び

に5のとおりであり，①文書22ないし文書25及び文書27の「相手方」及び「要旨」の記載内容部分の全て，②文書28の全て，③文書32の「相手方」及び「要旨」の記載内容部分の全て，④文書33の「件名」の記載内容部分の一部並びに「相手方」及び「要旨」の記載内容部分の全て，⑤文書35の「相手方」及び「要旨」の記載内容部分の全て，⑥文書39の「相手方」，「要旨」及び「※」の記載内容部分の全て，⑦文書40の「聴取場所」，「被聴取者」，「聴取内容」及び「添付書類」の記載内容部分の全て並びに添付書類の全て，⑧文書41の「聴取場所」，「被聴取者」，「同席者」及び「聴取内容」の記載内容部分の全てには，審査請求人以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれている旨説明する。

(3) 検討

本件不開示部分には，特定の人権侵犯事件において，特定法務局が審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容及び当該被聴取者を推認させる情報等が記載されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は，その事務の性質等に照らし，関係者の協力を得ながら行われるものであり，もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから，本件不開示部分に記載された情報が開示され，関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実，その内容等が他の関係者等に明らかにされると，関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどして，調査に協力することを拒否するようになるなど，人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また，人権擁護機関の事実認定は，人権救済の申立人や被害者の申告内容のみならず，当該申立人や被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから，本件不開示部分が開示されれば，調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく，そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招き，これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず，ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できない。

したがって，本件不開示部分は，法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから，同条2号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，審査請

求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別表（不開示部分及び不開示理由は下記のとおり。）

文書番号	通し頁	保有個人情報記録された文書	開示・不開示の有無	不開示部分	不開示理由
文書 1	1	事件記録表紙	△	「相手方」の記載内容部分の一部	(3)
文書 2	2 及び 3	決裁用紙	○		
文書 3	4 及び 5	特別事件開始報告書	△	「参考事項」及び「調査計画」の記載内容部分の全て	(1)
文書 4	6 及び 7	人権相談票	○		
文書 5	8	対話要旨録	○		
文書 6	9 ないし 22	資料	○		
文書 7	23	人権相談票	○		
文書 8	24 ないし 26	聴取報告書	○		
文書 9	27	人権侵犯被害申告シート	○		
文書 10	28 ないし 32	聴取報告書	○		
文書 11	33 ないし 35	決裁用紙	△	「処理方針」の記載内容部分の全て	(1)
文書 12	36 ないし 39	特別事件調査結果報告書	△	「相手方」の記載内容部分の一部	(3)
				「処理方針」の記載内容部分の全て	(1)
				「理由」及び「参考事項」の記載内容部分の全て	(1) ないし (3)
				「目録」の記載内容部分の一部	(2) 及び (3)

文書 13	40及び 41	人権相談票	○		
文書 14	42	対話要旨録	○		
文書 15	43ない し54	資料	○		
文書 16	55	人権相談票	○		
文書 17	56ない し58	聴取報告書	○		
文書 18	59	人権侵犯被害報告 シート	○		
文書 19	60ない し64	聴取報告書	○		
文書 20	65	同上	○		
文書 21	66	同上	○		
文書 22	67ない し69	対話要旨録	△	「相手方」及び「要 旨」の記載内容部分 の全て	(2) 及び (3)
文書 23	70ない し72	同上	△	同上	同上
文書 24	73ない し75	同上	△	同上	同上
文書 25	76ない し78	同上	△	同上	同上
文書 26	79ない し81	同上	○		
文書 27	82及び 83	同上	△	「相手方」及び「要 旨」の記載内容部分 の全て	(2) 及び (3)
文書 28	84ない し89	資料	×	全て	同上
文書 29	90ない し94	対話要旨録	○		
文書	95及び	資料	○		

30	96	※対話要旨録の添付資料			
文書 31	97ない し99	対話要旨録	○		
文書 32	100及 び101	同上	△	「相手方」及び「要旨」の記載内容部分の全て	(2) 及び (3)
文書 33	102な いし10 6	同上	△	「件名」の記載内容部分の一部並びに「相手方」及び「要旨」の記載内容部分の全て	同上
文書 34	107	同上	○		
文書 35	108	同上	△	「相手方」及び「要旨」の記載内容部分の全て	(2) 及び (3)
文書 36	109	同上	○		
文書 37	110な いし11 2	同上	○		
文書 38	113な いし11 6	同上	○		
文書 39	117及 び118	同上	△	「相手方」, 「要旨」及び「※」の記載内容部分の全て	(2) 及び (3)
文書 40	119な いし12 8	聴取報告書	△	「聴取場所」, 「被聴取者」, 「聴取内容」及び「添付書類」の記載内容部分の全て並びに添付書類の全て	同上
文書 41	129な いし13 4	同上	△	「聴取場所」, 「被聴取者」, 「同席者」及び「聴取内	同上

				容」の記載内容部分の全て	
文書 42	135及び 136	同上	○		
文書 43	137な いし13 9	決裁用紙	△	「伺い文」の本文及び「処理区分」の記載内容部分の全て	(1)及び (2)
文書 44	140	メール文書	△	本文の記載内容部分の一部	(1)
				メールアドレス, 電話番号, 内線番号及びFAX番号	(4)
文書 45	141	特別事件処理報告書	△	「相手方」の記載内容部分の一部	(3)
				「参考事項」の記載内容部分の全て	(1)
文書 46	142	文書	○		
文書 47	143	同上	×	全て	(2)及び (3)

(注) 「開示・不開示」欄の「○」は全部開示されたことを, 「△」は一部開示されたことを, 「×」は全部不開示とされたことをそれぞれ表す。